

令和5年秋の農作業安全確認運動の展開方針等について

令和3年の農業機械作業に係る死亡者数が171件と高い水準にあることを踏まえ、春（3～5月）と秋（9～10月）に重点期間を設定して、農業機械作業の事故防止に向けた運動を展開する。

1. 取組方針

（1）重点推進テーマ

『徹底しよう！農業機械の転落・転倒対策』

本年春に続き、乗用型トラクターなど農業機械の転落・転倒による死亡事故が多く発生していることから、主に次に掲げる取組の徹底を図る。

【事故防止対策】

- ほ場周辺の危険箇所の確認・危険回避行動の実践
(危険箇所での減速、危険箇所の迂回ルートの設定など)
- 危険箇所の改善（道路端や曲がり角の草刈り、路肩の補強など）

【被害軽減対策】

- シートベルトとヘルメットの着用
- 安全キャブ・フレーム付きトラクターの利用

（2）重点推進テーマに基づく取組

農業者を取り巻く地域の方々は、具体的な農業機械の転落・転倒対策が実践されるよう農業者に対して積極的な働きかけを行う。特に、高齢者の死亡事故割合が特に高いことを踏まえ、令和5年の運動では高齢者の行動変容を促すことに配慮した取組を行う。

また、引き続き、農業者を対象とした「農作業安全に関する研修」を全国各地で展開していくこととし、農業機械の転倒・転落対策について周知を徹底する。併せて、春の重点期間において「農作業安全に関する指導者」が十分に活用されていないこと、研修サポート体制が十分に整備されていないことを踏まえ、特に取組が少ない地域への重点的な働きかけを行う。

1) 声かけ運動

転落・転倒事故対策の徹底について、農業指導、講習会等の直接的な声かけだけでなく、SNS、ラジオ放送、有線放送、広報誌等の媒体を活用して農業者に対する「声かけ」を実施する。その際、高齢農業者に確実にメッセージが届くように、「家族や知人の方からの声かけフレーズ」の周知を行う。

併せて、令和5年農作業安全ポスター・デザインコンテストで受賞した農業機械の転落・転倒対策を啓発するポスターを掲示する。

声かけを受ける人数は令和4年の運動実績を上回ることを目標とし、実績は秋の運動期間終了後に取りまとめの上、翌年春の農作業安全確認運動推進会議において、参画機関等と情報共有を行う。

2) 研修の実施

「農作業安全に関する指導者」を講師とした農作業安全に関する研修を通じて、農業者に

対して農業機械の転落・転倒対策の徹底を促す。

農作業安全に関する研修は、以下により実施する。

① 研修サポート体制の整備

研修ニーズの醸成、研修日程や研修内容の企画、指導者とのマッチング等を行う担当（役割分担）を都道府県単位、地域単位で明らかにして、研修のサポート体制を整備する。また整備した研修サポート体制については、地域における基礎研修と「農作業安全に関する指導者」のマッチングを促すため、各都道府県ウェブサイトでの公表、関係機関への共有を呼びかける。

② 研修の企画・実施

農業者や高齢農業者の家族を対象とし、農林水産省が作成する農業機械の転落・転倒対策に係る研修資料の活用を基本とした農作業安全に関する研修の開催を春の農作業安全確認運動期間中に企画し、令和6年1月末までに研修を行う（基礎研修）。

基礎研修は、農業者等が参加する既存の会議、集会、講習会等に農作業安全の要素を付加（+（プラス）安全）した形式で開催することも可とし、受講者数は令和4年の運動実績を上回ることを目標とする。また、既存の会議への参加機会のない高齢農業者に対しても確実にメッセージが届くように、家族や知人から高齢農業者への働きかけの方法を習得できる内容を含む研修を企画・実施するものとする。

基礎研修に加え、基礎研修の受講者相当の知識を有する農業者を対象とした、農業機械のほ場への適切な進入・退出方法などの実技演習、農作業安全に関する指導者を交えたほ場の危険箇所のマーキングなど、地域における営農体系や事故実態に応じた、より実践的な内容の研修について、必要に応じて企画・実施するものとする（実践研修）。

③ 研修の体制整備及び企画状況の取りまとめ

研修体制の整備状況と研修の企画状況については、秋の運動期間終了後に取りまとめた研修体制の整備状況と研修の実施状況を基に、翌年春の農作業安全確認運動推進会議において、参画機関等と情報共有を行う。

（3）その他の推進する取組

① 都道府県・地域単位の推進体制の強化

地域単位の農作業安全推進協議会等の設置を促進するとともに、各地方の農作業安全ブルック推進会議や、都道府県・地域単位での農作業安全推進会議等を開催し、普及啓発方策の検討など関係機関間の連携強化や情報共有を行う。

② 農作業事故情報の収集・分析

行政機関、農機メーカー等による農作業事故情報の収集を引き続き実施するとともに、地域における事故実態を分析し、対策の検討に活用する。

③ 公道走行時の法令遵守

農耕車に係る大型特殊自動車免許等の取得機会の更なる拡大や、作業機を付けた状態で公道走行する際の灯火器類の設置等、公道走行時の法令遵守の徹底を呼びかける。

④ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」やGAPの周知・実践

農作業事故の防止に向けて農業者が具体的な対策を講じられるよう、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」やGAPの周知・実践を働きかける。

⑤ 労災保険特別加入の促進

農業団体における労災保険特別加入団体の設置の促進と労災保険特別加入制度への農業者の加入促進を図る。

⑥ 熱中症対策の推進

MAFFアプリ、防災無線等を活用した熱中症警戒アラートの利用促進を図るとともに、熱中症対策資材の紹介や様々なチャンネルを通じた提供・販売を通じて積極的な活用を促す。

2. 運動期間

令和5年9月1日（金）～10月31日（火）（2か月間）

※各地域の営農形態等を踏まえ、運動期間が前後しても良い。

3. 事務局

農林水産省農産局技術普及課生産資材対策室（農作業安全班）

担当：鬼塚、山崎、安藤　　電話：03-6744-2111